平成２１年（フ）第６８号
滋賀県長浜市神照町943番地３　ＭＡＳＴＣＯＵＲＴ神照107号室
債務者　上原　由香
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
沖縄県那覇市長田２丁目33番57号　メゾンクリスタル106
債務者　大城ひとみ（旧姓賀数）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２１９号
福島県いわき市三和町下市萱字滝ノ上111番地の５
債務者　折田しげ子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第５３７号
長崎県長崎市片淵１丁目５番18号
債務者　藤崎　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８０１号
熊本市近見１丁目12番33号
債務者　八田　和枝
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８３６号
熊本市花園５丁目22番35号　スマイル花園Ａ203
債務者　佐々木香代
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１３２号
島根県簸川郡斐川町大字三絡1153番地
債務者　黒田　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１４０号
島根県出雲市白枝町1074番地13
債務者　角森　勇司
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１４４号
島根県出雲市大津町714番地12　勝部アパート東側
債務者　久保　晴美（旧姓芥屋）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第５号
北海道斜里郡斜里町港町16番地28
破産者　株式会社カネイチ滝川一馬商店
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所網走支部

平成２０年（フ）第１１号
札幌市豊平区平岸２条６丁目２番14―401号
破産者　亡滝川一馬相続財産
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所網走支部

平成１９年（フ）第６８７号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美2354番地９
破産者　進和技術開発株式会社
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２８８９号
福岡県春日市桜ヶ丘８丁目74番地
破産者　有限会社クイックのだや
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２２７４号
福岡市中央区天神５丁目４番16号第二城戸ビル５Ｆ
破産者　有限会社ランチアソシエイツ
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２０号
茨城県土浦市永国東町22番９号
破産者　堀越　　昭
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第１０４３号
埼玉県坂戸市八幡１丁目11番51号
破産者　瀧田　信雄
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１９０９号
さいたま市西区三橋６丁目326番地１　オークビレッチ101、旧住所さいたま市北区日進町２丁目764番地８　サンロイヤル大宮103
破産者　中村　禮子
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係